

2015年12月18日
日 本 銀 行

「株式買入等基本要領」の一部改正等について

日本銀行は、12月17日の政策委員会において、日本銀行が金融機関から買入れた株式の売却完了期限の延長に関し、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「株式買入等基本要領」（平成14年10月11日決定）を別紙1のとおり一部改正すること。
2. 「株式の処分の指針」（平成19年7月31日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 1. の実施に関し、日本銀行法（平成9年法律第89号）第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づき、財務大臣および金融庁長官に認可を申請すること。
4. 改正後の1. および2. の諸規程の実施日は、3. の認可を受けた日とすること。

以 上

<本件照会先>

金融機構局 齋 藤 (03-3277-1087)
渡 辺 (03-3277-2990)

「株式買入等基本要領」中一部改正

○ 10. を横線のとおり改める。

10. 買入れた株式の処分

(1) 略(不変)

(2) 平成28年3月末において保有する株式は、平成~~33~~38年9月末までに、
株式市場の情勢を勘案し、適正な対価で処分するものとする。

(3) 略(不変)

「株式の処分の指針」中一部改正

○ 2. を横線のとおり改める。

2. 取引所市場における売却

(1) 株式の売却は、株式市場に与える影響を極力回避するため、売却時期の分散に配慮しつつ、~~2021~~2026年9月末までに完了する。

(2) }
∫ } 略（不変）
(4) }

(5) 次に掲げる場合には、(1) から (4) までにかかわらず、当該株式について速やかな売却を行う。

イ. 証券金融商品取引所の定めにより監理銘柄または整理銘柄に指定された場合 ~~(証券取引所が監理ポストおよび整理ポストの呼称を用いる場合については、なお従前の例による。)~~

ロ. 略（不変）